

令和8年度 前期技能検定 主な留意点

①（申請書の提出方法について） ※受検案内 P4 参照

★原則として当協会受付窓口への持ち込みでお願いします。

②（本人確認書類としての健康保険被保険者証の取り扱いについて）

※受検案内 P20 参照

★従来の健康保険被保険者証は令和7年12月1日をもって使用できなくなったため、本人確認書類として認められません。

③（受検手数料の納付方法について） ※受検案内 P3 参照

★申請書を窓口で提出する場合

申請区分	納付方法
事業所・団体による とりまとめ申請	書類審査後、5月15日頃までに請求書を発送します。受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振込みください。（振込手数料はご負担ください）
個人申請	申請書類審査後、その場で現金を納めてください。

★申請書を郵送で提出する場合

受検手数料を申請書類と同一の封筒に入れて現金書留にて郵送してください。（封筒に金額を明記してください）

④（キャンセル・受検区分の変更） ※受検案内 P1 参照

受検申請書類提出後、申請者の都合によるキャンセル・受検区分の変更は申請受付期間内（4月17日（金）まで）に限り受け付けます。

※4月18日（土）以降は、キャンセル・受検区分の変更はできません。

⑤（実技・学科の試験日について）

★実技試験の日程について

受検案内の実施職種（作業）一覧 P6～11 の試験形式欄に日付が記載されていない（○のみ）ものは、申請受付時に試験日は決まっていません。受検票をもって案内となります。受検票は試験日の1ヶ月前までにお手元に届くように、とりまとめ事業所・団体あて、または個人申請の方はご自宅あてに発送します。

★学科試験の日程について

受検案内の実施職種（作業）一覧 P6～11 に記載されている日程で行います。受検票は金属熱処理を除く3級職種は6月11日頃、それ以外の職種・級は7月16日頃までにお手元に届くように、とりまとめ事業所・団体または個人申請の方はご自宅に発送します。

◆注意事項◆

★記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できない場合があります。

受検案内の P30【技能検定受検申請書類記入チェックシート】で必ず各項目をチェックしてください。

受検案内は次のページからです。
【必ず】お読みください。

令和8年度<前期> 技能検定受検案内 技能五輪愛知県大会参加案内

【主な変更点】

従来の健康保険被保険者証は令和7年12月1日をもって使用できなくなったため、本人確認書類として認められません。

◆受検申請窓口受付期間◆

令和8年4月6日(月)～4月17日(金) (土・日曜日を除く)

※受付時間:午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

※郵送受付:4月15日(水)まで(必着)

◆実施日程◆

実技試験問題公表	令和8年 6月 3日(水) (一部の試験作業については問題(概要)のみの公表になります)
実 技 試 験 <small>(右記期間内で協会が指定する日が試験日となります。)</small>	令和8年 6月10日(水)から 令和8年 9月 9日(水)まで
学 科 試 験 <small>(職種によって試験日が異なりますが、日程は決まっています。(P6～11参照))</small>	令和8年 7月12日(日)※ 令和8年 8月23日(日) 令和8年 8月30日(日) 令和8年 9月 6日(日)
合 格 発 表	令和8年 8月28日(金)※ 令和8年10月 2日(金)
合格証書の交付	令和8年12月中旬ごろ

※金属熱処理を除く3級職種が対象

◇目次◇

申請時の注意点について…………… P1	7 受検申請関係書類の記載方法と記載例…………… P20
1 受検手数料…………… P2	8 技能五輪愛知県大会参加案内…………… P26
2 受検申請の手続き…………… P4	◆付録◆
3 受検申請後の流れ…………… P5	1 よくあるご質問…………… P28
4 実施職種(作業)と試験実施日…………… P6	2 技能検定試験参考図書等のご案内…………… P29
5 受検資格…………… P14	3 技能検定受検申請書類記入チェックシート…………… P30
6 試験の免除…………… P17	

◆申請書提出先及び問合せ先◆

愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験・技能五輪G)

〒451-0035 名古屋市西区浅間二丁目3番14号 愛知県職業訓練会館2階

電話:052-524-2034(直通)

FAX:052-325-5788

URL:<https://www.avada.or.jp>

メール:kentei@avada.or.jp



はじめに

技能検定は、働く人達の技能や知識を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、働く人達の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級、3級については、愛知県知事名の合格証書が交付され、技能士という称号が与えられます。

申請時の注意点について

◆以下作業の実技試験は個人での申請はできません。(詳細はP13参照)

- | | |
|----------------|------------------|
| ・鋳鉄鋳物鋳造作業 | ・曲げ板金作業 |
| ・焼結作業 | ・打出し板金作業 |
| ・普通旋盤作業 | ・治工具仕上げ作業 |
| ・数値制御旋盤作業 | ・金型仕上げ作業 |
| ・フライス盤作業 | ・機械組立仕上げ作業 |
| ・数値制御フライス盤作業 | ・工作機械用切削工具研削作業 |
| ・平面研削盤作業 | ・コールドチャンバダイカスト作業 |
| ・円筒研削盤作業 | ・変圧器組立て作業 |
| ・ホブ盤作業 | ・内部ぎ装作業 |
| ・精密器具製作作業 | ・配管ぎ装作業 |
| ・数値制御形彫り放電加工作業 | ・電気ぎ装作業 |
| ・ワイヤ放電加工作業 | ・家具手加工作業 |
| ・レーザー加工作業 | ・木製建具手加工作業 |

◆実技試験会場の定員に限られるため、受検者を抽選で決定する作業があります。

抽選作業に申請された方は別途、抽選結果をお知らせします。

対象作業は、下記当協会ホームページに掲載しています。

実技・学科とも受検(A甲)で申請し、落選した場合は、受検区分を変更(A乙(学科試験のみ受検))します。

◆受検申請書提出後、申請者の都合によるキャンセル、受検区分の変更は、申請受付期間内(4月17日(金)まで)に限り受け付けます。

◆受検者の都合による試験日時や試験会場の変更、キャンセルはできません。

受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。(全国统一実施日で行う学科試験及び一部の实技試験を除く)試験日時や試験会場は受検票の発送をもって通知します。

◆納付いただいた受検手数料はお返しできません。(詳細はP3参照)

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。

URL:<https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=655>



1 受検手数料

(1) 受検手数料の額(消費税非課税)

等級	実技試験				学科試験
	一般		高等学校、専門学校等の在校生		
	標準受検手数料	減額後手数料	標準受検手数料	減額後手数料	
特級・1級・単一等級	18,200円	/	18,200円	/	+ 3,100円
2級					
3級	23歳以上 18,200円	雇用保険の被保険者(※) 9,200円	12,100円	雇用保険の被保険者(※) 3,100円	
		上記以外 13,700円		上記以外 7,600円	

(※)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条1項に規定する被保険者(実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)

(2) 減免措置の対象となる者(特級、1級、単一等級の実技試験受検手数料は減額の対象になりません。)

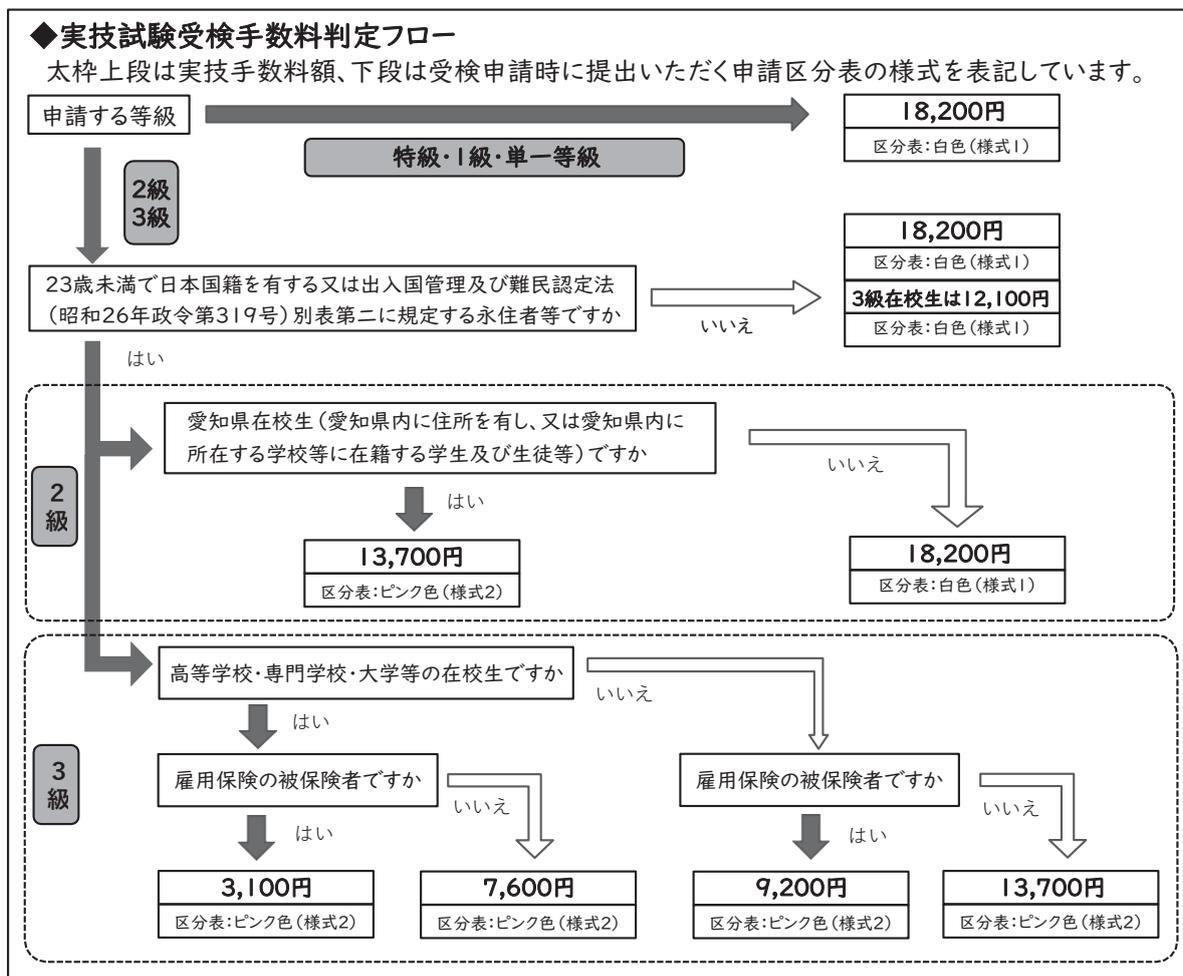
- ・技能検定2級の実技試験を受検する者で、下記のア、イ、ウ、すべてに該当する者
- ・技能検定3級の実技試験を受検する者で、下記のア、イ、両方に該当する者

ア 令和8年4月1日時点で23歳に達していない者(令和8年度前期は平成15年4月2日以降に生まれた方)

イ 日本国籍を有し又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二に規定する永住者等であること

ウ 愛知県在校生(愛知県内に住所を有する、又は愛知県内に所在する学校等に在籍する学生及び生徒等)

※「在校生か否か」及び「雇用保険の被保険者か否か」により減免額が異なるため、以下実技試験受検手数料判定フローをご確認ください。



(3) 納付方法

当協会から付与するとりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、とりまとめる受検申請者数が2名以下の場合は、原則として個人申請扱いとなります。

【申請書を窓口で提出する場合】

申請区分	納付方法
事業所・団体による とりまとめ申請	書類審査後、5月15日頃までに請求書を発送します。受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振り込みください。 (振込手数料はご負担ください)
個人申請	書類審査後、その場で現金を納めてください。

【申請書を郵送する場合】

4月15日(水)まで(必着)に受検手数料を入れた小封筒(封入金額を明記)と提出書類を同一の封筒に入れて、**現金書留**として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。

P2の「1 受検手数料(1) 受検手数料の額」を参照のうえ、金額に過不足がないようにしてください。受検手数料の同封がない場合は、申請書は受付できません。

【注意事項】

納付いただいた受検手数料はお返しできません。

ただし、以下の場合は該当する受検手数料をご返却します。

- ①実技試験又は学科試験が中止となった場合
- ②抽選等で受検者を決定し、選外となった場合
- ③受検資格を満たしていない等申請内容の不備により申請が受理できない場合
- ④申請期限遅れ等申請手続きの不備により申請が受理できない場合
- ⑤公示していない作業や受検案内の注意事項、当協会ホームページの追加・変更情報に記載してある受検制限等により申請そのものができない場合
- ⑥過入金や誤入金があった場合
※上記③～⑤の場合は、振込手数料を差し引いて受検手数料をお返します。
※上記⑥の場合は振込手数料を差し引いて超過分をお返します。

【抽選作業等で選外となった場合】

・実技試験が選外となった場合

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	A乙	学科試験のみ受検(A乙)に区分変更します。
A丙	実技のみ受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。
C			

・学科試験が選外となった場合

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	A丙	実技試験のみ受検(A丙)に区分変更します。
A乙	学科のみ受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。
B			

・実技・学科とも選外となった場合

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

2 受検申請の手続き

受検申請書の配布場所

- ・当協会、各県民事務所広報コーナー等（裏表紙参照）で配布しています。
- ・郵送希望の方は当協会ホームページ「受検申請書の入手方法等について」を参照

受付期間

令和8年4月6日(月)から4月17日(金)まで(土・日曜日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
※郵送の場合は令和8年4月15日(水)必着

提出方法

原則、受付窓口への持ち込みでお願いします。

【窓口の場合】当協会受付窓口へ提出書類を持ち込んでください。

【郵送の場合】受検手数料を入れた小封筒（封入金額を明記）と提出書類を同一の封筒※に入れて現金書留として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。
受検手数料の同封がない場合、申請書は受付できません。

※封筒は、角形2号以上のサイズを使用し、申請書は中央のミシン目以外では折らないでください。
また、封筒に朱書きで「技能検定受検申請書在中」と明記してください。

送付先: 〒451-0035 名古屋市西区浅間二丁目3番14号
愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験・技能五輪G)

提出書類

記載方法は
P20~25参照
記入チェックシートは
P30参照

書類の返却は
致しかねます

- ① **技能検定受検申請書**
本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード、生徒手帳、学生証等）を左下の貼付欄に貼付けてください。
※在校生・訓練生等は、原則生徒手帳等の写しを貼付けしてください。（P20⑩※参照）
※個人番号カードは個人番号が記載されている箇所は黒塗りしてください。
- ② **受検資格証明書類の写し**
下位等級技能検定合格後の実務経験年数を受検資格とする方のみ
特級申請者は1級技能検定合格証書等の写しを必ず添付してください。
- ③ **免除資格証明書類の写し**
実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方のみ
- ④ **技能検定作業別申請区分表**
- ⑤ **【郵送の場合】受検手数料**

※②③の証明書類として必要となる合格証書や合格通知書を紛失した場合の手続きはP28参照

注意事項

- ・受検申請にあたり、注意が必要となる作業はP12、13に記載（最新情報は当協会ホームページに掲載。）していますので、申請前に必ずご確認ください。
- ・申請書の記入にあたってはP20「7 受検申請関係書類の記載方法と記載例」及び申請書裏面の「記入上の注意」をよく読んで申請者本人が記入してください。
- ・申請書に記載された学歴・資格・経験年数等になんらかの誤りがあったときは受検を取り消す又は合格を取り消すことがあります。
- ・申請書受理後に免除資格があることが判明しても試験の免除はできません。
- ・障がいのある方で、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時に文書（任意書式）にてお申し出ください。
また、障害者手帳や、医師の診断書・意見書などの公的な証明書（直近のもの）の写しを併せてご提出ください。
- ・同時に2職種（作業）以上を受検申請することは原則としてできません。

個人情報の取扱い

- ・受検申請書に記入いただく個人情報及び本人確認書類は、技能検定の実施に関する目的以外には使用しません。

3 受検申請後の流れ

**受検票・実技試験問題等の関係書類はとりまとめ事業所・団体を經由して送付します。
(個人申請の場合は、受検者へ直接送付します。)**

請求書発送
・
抽選作業の
結果通知

【申請書を窓口で提出した場合(とりまとめ事業所・団体のみ)】

5月15日頃までに、請求書を発送します。受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振り込みください。(振込手数料はご負担ください。)

【申請書を郵送した場合】

請求書の送付はありません。

【抽選作業を申込みされた方】

5月15日頃までに、抽選結果を通知します。

実技試験問題
公表

【公表(発送)日】 令和8年6月3日(水)

(※実技試験問題を公表できない検定作業は概要のみを公表します。)

受検票発送

【実技試験】 5月中旬頃より順次発送

(学科試験の実施日と同日実施する計画立案等作業試験および判断等試験は学科試験受検票に併記して送付します。)

【学科試験】 6月11日頃発送(金属熱処理を除く3級職種)

7月16日頃発送(上記以外)

実技試験・学科試験の受検票は、試験日時、試験会場等を記載して別々に送付します。

発送時期を過ぎても、お手元に届かない場合は当協会技能検定課(定期試験・技能五輪G)へご連絡ください。なお、試験の日時、会場は、受検者の都合では変更できません。

正解表の公開

学科試験・計画立案等作業試験については、試験日翌日午後3時以降に中央職業能力開発協会のホームページ(<https://www.javada.or.jp>)で公開されます。

合格発表

【合格発表日】令和8年 8月28日(金)(金属熱処理を除く3級職種)

令和8年10月 2日(金)(上記以外)

◆愛知県労働局産業人材育成課ホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/>)に「技能検定合格者」の受検番号が1か月間掲載されます。

合否状況	ホームページ掲載	合格通知書	合格証書
技能検定合格	あり (愛知県労働局産業人材育成課HP)	あり	12月中旬頃交付
実技・学科試験 いずれか一方に合格	なし	あり※	
実技・学科試験 とも不合格	なし	なし	

※実技・学科試験いずれか一方に合格した合格通知書は、今後の受検免除資格の証明書となりますので大切に保管してください。

得点の開示
得点の開示であり、
具体的な採点項目
は開示しません

合格発表日から1か月間、受検者本人に限り、ご自身の試験結果(学科、実技試験及び全体の得点)を閲覧することができます。受検票及び本人確認ができる書類(運転免許証等)を必ず持参し、次の開示場所へお越しください。(代理の方は閲覧できません)

【開示期間】令和8年 8月28日(金)から令和8年 9月28日(月)まで(金属熱処理を除く3級職種)

令和8年10月 2日(金)から令和8年11月 2日(月)まで(上記以外)

(土・日曜日及び祝日を除く)午前9時から午後5時30分まで

【開示場所】愛知県労働局産業人材育成課(愛知県庁本庁舎2階南東側)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

4 実施職種(作業)と試験実施日

(1) 全等級共通事項

ア 試験は実技試験及び学科試験が行われ、技能士になるためには、両方に合格することが必要です。
 なお、実技試験又は学科試験のどちらか片方のみ合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで技能士とすることができます。

(ただし、特級については、どちらか片方のみ合格した日から5年以内に限りです。)

また、合格基準は100点を満点として、原則、実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

イ 実技試験は、製作等作業試験のみ実施するもの、製作等作業試験と計画立案等作業試験または判断等試験を実施するもの等、職種(作業)により試験形式が異なりますのでご注意ください。

なお、計画立案等作業試験および判断等試験は実技試験の一部で、学科試験ではありません。

また、試験の内容につきましては、当協会ホームページに掲載の「実技試験問題の概要」をご覧ください。

ウ P6～11の表の実技試験欄に月/日の記入されているものは、全国統一日に実施する試験日を示します。なお、○印のものは実技試験実施期間(令和8年6月10日から令和8年9月9日まで)内のいずれかの日に試験を実施します。

※受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。受検票で通知します。

エ 学科試験欄の月/日は、全国統一日に実施する試験日を示します。

オ 令和8年度(前期)技能検定学科試験、実技試験(判断等試験及び計画立案等作業試験)における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和7年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。

カ D区分(実技試験・学科試験とも免除)の受検申請は、すべての等級・職種・作業について、前期・後期いずれの申請受付期間でも受検申請することができます。

(2) 実施職種(作業)一覧

○印のものは、実技試験実施期間(6月10日～9月9日)内のいずれかの日に試験を実施します。
 実際の試験日時及び試験会場は後日送付する受検票により通知します。
 受検者の都合による試験日時や会場の変更、キャンセルはできません。

ア 1級・2級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項No.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業	注3		○			9/6 AM
062	造園	010	造園工事作業	注1		○	○		8/23 AM
003	鋳造	010	鋳鉄鋳物鋳造作業	注4	×	○			9/6 AM

(1級・2級)

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注 意 事 項 NO.	個 人 申 請 可 否	試 験 形 式			
						製 作 等 作 業 試 験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作 業 試 験	
005	金 属 熱 処 理	010	一 般 熱 処 理 作 業	注1		○1級	2級 8/30	8/23PM	8/23 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	注1		○1級	2級 8/30	8/23PM	
		030	高周波・炎熱処理作業	注1		○1級	2級 8/30	8/23PM	
091	粉 末 冶 金	020	焼 結 作 業	注1 注4	×	○	8/30PM	8/30PM	8/30 AM
006	機 械 加 工	010	普 通 旋 盤 作 業	注4	×	○			8/30 AM
		200	数 値 制 御 旋 盤 作 業	注1 注4	×	○		8/30PM	
		040	フ ラ イ ス 盤 作 業	注4	×	○			
		210	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業	注1 注4	×	○		8/30PM	
		120	平 面 研 削 盤 作 業	注4	×	○			
		130	円 筒 研 削 盤 作 業	注4	×	○			
		150	ホ ブ 盤 作 業	注4	×	○			
		230	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業	注1			○	8/30PM	
		240	精 密 器 具 製 作 作 業	注4	×	○			
183	非 接 触 除 去 加 工	020	数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業	注1 注4	×	○		1級 9/6PM	9/6 AM
		030	ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業	注1 注4	×	○		1級 9/6PM	
		040	レ ー ザ ー 加 工 作 業	注4	×	○			
007	金 属 プ レ ス 加 工	010	金 属 プ レ ス 作 業	注1 注2		○		8/23PM	8/23 AM
008	鉄 工	010	製 缶 作 業	注2		○			8/30 AM
		020	構 造 物 鉄 工 作 業	注2		○			
122	建 築 板 金	010	内 外 装 板 金 作 業			○			9/6 PM
		020	ダ ク ト 板 金 作 業	注3		○			
123	工 場 板 金	010	曲 げ 板 金 作 業	注2 注4	×	○			9/6 PM
		020	打 出 し 板 金 作 業	注2 注4	×	○			
010	め っ き	010	電 気 め っ き 作 業			○			8/30 AM
		020	溶 融 亜 鉛 め っ き 作 業				9/6		

(1級・2級)

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注 意 事 項 No.	個 人 申 請 可 否	試 験 形 式			
						製 作 等 作 業 試 験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作 業 試 験	
012	仕 上 げ	010	治 工 具 仕 上 げ 作 業	注4	×	○			9/6 AM
		020	金 型 仕 上 げ 作 業	注4	×	○			
		030	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業	注4	×	○			
146	切 削 工 具 研 削	010	工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業	注2 注4	×	○			9/6 PM
014	ダ イ カ ス ト	020	コールドチャンバダイカスト作業	注1 注2 注4	×	○		8/30PM	8/30 AM
015	電 子 機 器 組 立 て	010	電 子 機 器 組 立 て 作 業			○			8/30 PM
016	電 気 機 器 組 立 て	020	変 圧 器 組 立 て 作 業	注1 注2 注4	×	○		9/6PM	9/6 AM
		030	配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業			○			
166	産 業 車 両 整 備	010	産 業 車 両 整 備 作 業			○			8/23 PM
160	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	020	内 部 ぎ 装 作 業	注4	×	○			9/6 AM
		030	配 管 ぎ 装 作 業	注4	×	○			
		040	電 気 ぎ 装 作 業	注1 注4	×	○		1級 9/6PM	
068	建 設 機 械 整 備	010	建 設 機 械 整 備 作 業	注1 注2		○		8/30PM	8/30 AM
124	家 具 製 作	010	家 具 手 加 工 作 業	注4	×	○			8/30 PM
125	建 具 製 作	010	木 製 建 具 手 加 工 作 業	注4	×	○			8/30 PM
035	印 刷	020	オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業	注3		○			8/30 PM
037	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	020	射 出 成 形 作 業			○			8/23 PM
		040	真 空 成 形 作 業	注1			9/6	9/6AM	
040	と び	010	と び 作 業			○			8/23 PM
041	左 官	010	左 官 作 業			○			8/30 PM
042	築 炉	010	築 炉 作 業			○			8/23 PM
043	ブ ロ ッ ク 建 築	010	コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工 事 作 業			○			9/6 PM
044	タ イ ル 張 り	010	タ イ ル 張 り 作 業			○			9/6 AM
045	畳 製 作	010	畳 製 作 作 業			○			8/30 PM

(1級・2級)

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注 意 事 項 NO.	個 人 申 請 可 否	試 験 形 式			
						製 作 等 作 業 試 験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作 業 試 験	
086	防 水 施 工	020	ウレタンゴム系 塗膜防水工事作業	注3		○			8/23 PM
		030	アクリルゴム系 塗膜防水工事作業	注3		○			
		070	シーリング防水工事作業	注3		○			
		110	改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業	注3		○			
		100	FRP防水工事作業	注3		○			
152	内装仕上げ施工	010	プラスチック系 床仕上げ工事作業			○			8/30 AM
		030	鋼製下地工事作業	注2 注3		○			
		040	ボード仕上げ工事作業	注3		○			
		070	化粧フィルム工事作業			○			
049	熱 絶 縁 施 工	010	保温保冷工事作業	注3		○			9/6 AM
		020	吹付け硬質ウレタン フォーム断熱工事作業			○			
065	貴金属装身具製作	010	貴金属装身具製作作業	注3		○			8/30 AM
059	表 装	020	壁 装 作 業			○			9/6 AM
060	塗 装	020	建 築 塗 装 作 業			○			8/23 AM
		030	金 属 塗 装 作 業			○			
		050	噴 霧 塗 装 作 業			○			
119	フ ラ ワ ー 装 飾	010	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業			○			9/6 PM

(37職種69作業)

イ 3級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注 意 事 項 NO.	個 人 申 請 可 否	試 験 形 式			
						製 作 等 作 業 試 験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作 業 試 験	
103	園 芸 装 飾	010	室 内 園 芸 装 飾 作 業	注3		○			7/12 AM
062	造 園	010	造 園 工 事 作 業	注1		○	○		7/12 PM
003	鑄 造	010	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業	注1 注4	×	○	○		7/12 PM
005	金 属 熱 処 理	010	一 般 熱 処 理 作 業	注1			8/30	8/23PM	8/23 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	注1			8/30	8/23PM	
		030	高周波・炎熱処理作業	注1			8/30	8/23PM	
006	機 械 加 工	010	普 通 旋 盤 作 業	注4	×	○			7/12 AM
		200	数 値 制 御 旋 盤 作 業	注4	×	○			
		040	フ ラ イ ス 盤 作 業	注4	×	○			
		120	平 面 研 削 盤 作 業	注4	×	○			
		230	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業			○			
123	工 場 板 金	010	曲 げ 板 金 作 業	注4	×	○			7/12 PM
010	め っ き	010	電 気 め っ き 作 業			○			7/12 PM
012	仕 上 げ	030	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業	注4	×	○			7/12 PM
013	機 械 検 査	010	機 械 検 査 作 業			○			7/12 PM
015	電 子 機 器 組 立 等	010	電 子 機 器 組 立 等 作 業			○			7/12 AM
184	シ ー ケ ン ス 制 御	010	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業			○			7/12 PM
038	建 築 大 工	010	大 工 工 事 作 業			○			7/12 PM
040	と び	010	と び 作 業	注2		○			7/12 AM
041	左 官	010	左 官 作 業			○			7/12 AM
060	塗 装	030	金 属 塗 装 作 業			○			7/12 PM
112	舞 台 機 構 調 整	010	音 響 機 構 調 整 作 業	注1		○	○		7/12 PM
137	商 品 装 飾 展 示	010	商 品 装 飾 展 示 作 業			○			7/12 AM
119	フ ラ ワ ー 装 飾	010	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業			○			7/12 PM

(18職種24作業)

ウ 単一等級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種 番号	職種名	作業 番号	作業名	実技試験					学科 試験
				注意 事項 NO.	個人 申請 可否	試験形式			
						製作等 作業試験	判断等試験	計画立案等 作業試験	
144	路面標示施工	010	溶融ペイントハンド マーカ－工事作業			○			9/6 PM
111	塗料調色	010	調色作業	注1		○	○		9/6 PM
159	産業洗浄	010	高圧洗浄作業	注1		○		8/23PM	8/23 AM

(3職種3作業)

(3)作業ごとの注意事項

注1 受検申請書(右票)実技試験写真票について

受検区分がA甲・A丙・Cの方は、実技試験写真票①・②のどちらにも記入し、写真をそれぞれ貼付してください。

注2 安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業(実技試験)

ア 以下の職種(作業)は労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等を試験当日に携帯していなければ、原則として試験を受検することができません。

▼ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯が必要な作業

・鉄工(製缶作業)1級のみ	・工場板金(打出し板金作業)
・鉄工(構造物鉄工作業)	・電気機器組立て(変圧器組立て作業)
・工場板金(曲げ板金作業)※3級を除く	・建設機械整備(建設機械整備作業)

▼ダイカスト金型の取付け等の作業に関し、玉掛け作業技能講習等、資格を証する書面の携帯が必要な作業

・ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)1級のみ
※試験会場で使用する玉掛けの荷重が1t未満の場合は、次項イに示す特別教育の修了でも可

イ 以下の職種(作業)は労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを試験当日に提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式(試験会場にあります。)により申告してください。

職種(作業)	特別教育の種類
・金属プレス加工(金属プレス作業)	動力プレス機械の金型取付け等
・鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)	アーク溶接
・切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)	研削といしの取替え
・ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)※1級のみ	クレーン運転
・内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)	研削といし(高速といし)の取替え等
・とび(とび作業)※3級のみ	足場の組立て等

注3 設備等の都合による受検申請の制限(実技試験)

以下の作業は、設備等の都合により定員がありますので、申請前に必ず実技試験委託団体に直接電話し、受検の可否を確認してください。受検を希望される方は、早めに連絡をお願いします。

【実技試験委託団体(予定)問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
室内園芸装飾作業	愛知インドアグリーン協会	052-411-7821
ダクト板金作業	中部ダクト工業協同組合	070-1657-9353
オフセット印刷作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
アクリルゴム系塗膜防水工事作業		
改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業		
FRP防水工事作業		
シーリング防水工事作業	中部シーリング工事業協同組合	052-201-7086
鋼製下地工事作業	(一社)全国建設室内工事業協会 中部支部	052-242-6780
ボード仕上げ工事作業		
保温保冷工事作業	東海北陸保温保冷工業協会	052-201-2864
貴金属装身具製作作業	愛知県貴金属工芸品商工(協)	0563-57-1907

注4 受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業

(個人での申請はできません)

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。
この場合、以下の条件を満たすことが必要です。(ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。)

- ①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること
- ②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用して行う実技試験(等級の記載がないものは、すべての等級)】

・鋳鉄鋳物鋳造作業	・曲げ板金作業
・焼結作業	・打出し板金作業
・普通旋盤作業【※1】	・治工具仕上げ作業【※1】
・数値制御旋盤作業【※2】	・金型仕上げ作業【※1】
・フライス盤作業【※1】	・機械組立仕上げ作業【※1】
・数値制御フライス盤作業【※2】	・工作機械用切削工具研削作業【※2】
・平面研削盤作業【※2】	・コールドチャンバダイカスト作業
・円筒研削盤作業【※2】	・変圧器組立て作業
・ホブ盤作業【※2】	・内部ぎ装作業
・精密器具製作【※2】	・配管ぎ装作業
・数値制御形彫り放電加工作業【※2】	・電気ぎ装作業
・ワイヤ放電加工作業【※2】	・家具手加工作業
・レーザー加工作業【※2】	・木製建具手加工作業

※上記作業の内、普通旋盤作業始め15作業(※1、※2)は、相互の複数作業を並行して実施可能ですが「※1の5作業」は、原則として1日1会場あたり、自社・他社あわせて受検者数の合計が3名以上で実施可能、「※2の10作業」は、1名でも実施可能とします。(※1の作業で受検者が3名集まらない場合は、当協会技能検定課までご相談ください。)

また上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等に上記①、②の協力をお願いする場合があります。

注3 注4 以外の職種(作業)についても、試験場の設備、受検者数等の状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

- ①受付期間中に申込みを締切る
 - ②受付期間終了後の抽選
 - ③試験の中止
- ②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。
- ①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返します。

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに
随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
URL:<https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=655>



5 受検資格

実務経験年数は、令和8年4月17日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

(単位 年)

等級区分 受検対象者(注1)	特級	1級			2級		3級	単一等級			
		1級の受検に必要な実務経験年数			2級の受検に必要な実務経験年数		3級の受検に必要な実務経験年数(注6)	単一等級の受検に必要な実務経験年数			
		直接1級を受検	2級合格後	3級合格後	直接2級を受検	3級合格後(注6)					
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0(注7)	3			
専門高校卒業(注2) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	1			
短大・高専・高校専攻科卒業(注2) 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0			
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(注2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0			
専修学校(注3)又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る)		800時間以上			6		0	0(注8)	1		
		1,600時間以上			5		0	0(注8)	1		
		3,200時間以上			4		0	0(注8)	0		
短期課程の普通職業訓練修了 (注4)(注9)		700時間以上			6		0	0(注8)	1		
普通課程の普通職業訓練修了 (注4)(注9)		2,800時間未満			5		0	0	1		
		2,800時間以上			4		0	0	0		
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了(注4)(注9)		3			1		2	0	0		
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(注9)		1			0		0				
指導員養成課程の指導員養成訓練修了(注9)		1			0		0				
職業訓練指導員免許取得		1			-		-	-	0		
高度養成課程の指導員養成訓練修了(注9)		0			0		0	0	0		

(注1) 検定職種に関する学科(PI6参照)訓練科又は免許職種に関するものに限ります。

「検定職種に関する」の範囲については厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouno_uryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html (「厚生労働省検定職種に関する」で検索)をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。

- (注2) 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。
- (注3) 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。
- (注4) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。
- (注5) 総訓練時間が700時間未満のものを含みます。
- (注6) 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者は、1年生から受検できます。また、3級技能検定については工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。(「厚生労働省 技能検定3級試験の受検資格付与に係る確認書」で検索)3級の技能検定に合格した者は、在学中であっても、2級の受検資格が与えられます。
- (注7) 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとします。(「0」は1年未満を指します。)
- (注8) 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。
- (注9) 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

(特記事項)

下位級合格後の実務経験年数は、対象とする下位級の合格発表日から、受付期間最終日までの期間の実務経験年数を計算します。

特例措置として、下位の等級の受検が前期で、受検資格が発生する年度における上位の等級の受検が後期である場合は、下位の等級の合格発表日が上位の等級の受付期間最終日の期日より後であっても、所定の実務経験年数に達しているものとみなします。

(例)○○検定職種に関して、5年前の前期に1級を受検して合格し、特級を受検する場合

◎受検資格について、ご不明な点は、当協会技能検定課(定期試験・技能五輪G)までお問い合わせください。

技能検定職種に関する学科一覧表

技能検定受検資格に係る検定職種と学科の対応表です(PI4注I関係)

検定職種	検定職種に関する学科	検定職種	検定職種に関する学科
園芸装飾	園芸科、フラワーデザイン科 ガーデニング科	建具製作	建築科、工芸科
造園	造園科	印刷	印刷科
鋳造	や金科、金属工学科、機械科	プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科
金属熱処理	や金科、金属工学科、機械科	建築大工	建築科、大工科
粉末冶金	や金科、金属工学科、機械科	とび	建築科
機械加工	機械科	左官	建築科
非接触除去加工	機械科	築炉	建築科
金属プレス加工	機械科	ブロック建築	建築科
鉄工	金属工学科、機械科、造船科 建築科、土木科	タイル張り	建築科
建築板金	機械科、建築科	畳製作	-
工場板金	機械科	防水施工	建築科
めっき	金属工学科、工業化学科 化学工学科	内装仕上げ施工	建築科
仕上げ	機械科	熱絶縁施工	設備科、造船科 工業化学科、化学工学科 建築科
切削工具研削	機械科、木材加工科	貴金属装身具製作	金属工芸科
機械検査	機械科	表装	工芸科
ダイカスト	や金科、金属工学科、機械科	塗装	建築科、工芸科、塗装科
電子機器組立て	電子科、電気科	路面標示施工	塗装科
電気機器組立て	電子科、電気科	塗料調色	塗装科
シーケンス制御	電子科、電気科	舞台機構調整	電子科、電気科、音響芸術科
産業車両整備	機械科	産業洗浄	機械科、工業化学科、土木科 金属工学科
鉄道車両製造・整備	機械科、電気科、造船科 自動車科	商品装飾展示	デザイン科、工芸科、美術科 造形科
建設機械整備	機械科	フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科 フラワービジネス科
家具製作	工芸科		

(注)それぞれの学科に準ずる学科も含む。

6 試験の免除

(1) 技能検定試験の免除一覧表

ア 技能検定関係(同一の検定職種に限る)

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
2 級	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
3 級	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
単 一 等 級	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	
	技能検定合格	—	—	—	—	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2

※1:特級については、実技試験又は学科試験に合格した日から5年間(最終年にあつては年度終わりまで)有効(他の等級は、有効期限なし)

※2:選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。(選択科目とは「作業名」を指します。)

注:免除資格の特殊な例を次頁に示します。

イ 職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る)

「検定職種に関する」の範囲については、厚生労働省ホームページ(URLはP14(注1)参照)をご覧ください。

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得		—	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	5 年	学科の全部			学科の全部	※3
	2 年	—	学科の全部			学科の全部	※3
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	4 年	学科の全部			学科の全部	※3
		1 年	—	学科の全部		学科の全部	※3
	—	—	学科の全部		—	※3	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800時間以上なら1年)の実務経験	—	—	学科の全部		学科の全部	※3
短期課程の普通職業訓練について 修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース	—	学科の全部			—	※3
	2級技能士コース	—	学科の全部			—	※3
	単一等級技能士コース	—	—	—	—	学科の全部	※3
中央技能検定委員2年以上		—	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上		—	実技の全部			実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証		—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証		—	—	実技の全部		—	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証	—	—	実技の全部		—	※2
	学科部門の技能証	—	—	学科の全部		—	※2

※1:選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。(選択科目とは「作業名」を指します。)

※2:平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効

※3:職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

ウ 他法令等関係

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般		—	—	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う 和裁の技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る 実技試験の全部	—	—	

(2) 免除資格及び受検申請にあたっての特例

ア 免除資格の特例

(ア) 学科試験問題が共通な作業について

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業	検定職種	学科試験共通作業
機械加工 [特記事項]	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 立旋盤作業	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業	婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング作業 婦人子供既製服縫製作業
	ボール盤作業 数値制御ボール盤作業	布はく縫製	ワイシャツ製造作業 衛生白衣製造作業
	横中ぐり盤作業 ジグ中ぐり盤作業	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業
	平面研削盤作業 数値制御平面研削盤作業 円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業 心無し研削盤作業	強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業 ビニルエステル樹脂積層防食作業
	ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 歯車形削り盤作業 かさ歯車歯切り盤作業	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
		テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション 手書き作業 テクニカルイラストレーション C A D 作業
	機械・プラント製図	機械製図手書き作業 機械製図C A D 作業	

[特記事項]

平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格している場合は、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

(イ) シーケンス制御作業について

令和4年度以前にシーケンス制御作業の学科試験または実技試験のいずれかに合格している場合は、経過措置により当該試験区分が免除の対象となります。(詳細はPI9参照)

イ 受検申請にあたっての特例

2以上の作業を有する検定職種にあって、2以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているもの(上記アに示すもの)について、既に実技試験に合格している方が学科試験を受検する場合、受検しようとする作業が当該期の実施作業に掲げられていないものであっても、共通の学科試験が行われている作業のうち、1以上の作業が実施作業となっていれば、受検しようとする作業は受検できます。

※この場合、受検申請書には公示している作業名ではなく、受検しようとする作業名を記入してください。

(3) 「シーケンス制御職種」の受検資格等の取扱いについて

令和5年度(前期)から「シーケンス制御職種」が新設され、それまでの「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」は、「電気機器組立て職種」から分離独立し、「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」として新たに設置されました。

職種が別であるため、「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」の合格者(技能士)は、経過措置に定める場合を除き、「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」に合格した者とはみなされません。「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の受検申請にあたっては、この取扱いについて御留意ください。

なお、前述の経過措置の内容は、以下のとおりです。

1・2・3級「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」の片側合格者(実技又は学科のみ合格)については、同一級「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の片側合格とみなされ、合格している方の試験が免除となります。

【Q&A】

Q1: 特級「電気機器組立て職種」の片側合格者は、特級「シーケンス制御職種」の受検において片側の試験免除となりますか。

A1: 職種が別であるため、免除は認められません。

Q2: 1級「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」の合格者(技能士)は、その合格後の実務経験5年で特級「シーケンス制御職種」を受検できますか。

A2: 職種が別であるため、受検は認められません。特級「シーケンス制御職種」を受検するためには、1級「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の学科試験免除及び実技試験免除による受検申請(いわゆる「D申請」)を行い、1級「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の合格を得て、その合格後5年の実務経験(「シーケンス制御職種」に関するものに限る。)を経る必要があります。将来、特級「シーケンス制御職種」の受検をお考えの方は、あらかじめ「D申請」を行ってください。

なお、特級「電気機器組立て職種」の受検は、職種が同じであるため受検が可能です。(前述の「D申請」は不要。)

Q3: 2級「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」の合格者(技能士)が、1級「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の受検資格として、「下位級(2級)の合格を要件とした所定実務経験年数の短縮」(2級合格後2年の実務経験)を利用できますか。

A3: 職種が別であるため、受検に必要な実務経験の短縮は認められません。下位級(2級)合格による実務経験年数の短縮については、職種が同じである「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の下位級(2級)合格が必要で、その合格日が実務経験年数の起算日となります。

なお、下位級(2級)「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の合格を得るには、上記Q2の回答にある「D申請」をあらかじめ行う必要があります。ただし、「シーケンス制御職種」に関する実務経験を令和4年度以前から通算することができますので、1級受検の場合、前職等を含め通算7年(通常所要年数)を経ていると、下位級合格に関係なく1級「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の受検が可能であり、そもそも「D申請」も不要です。

7 受検申請関係書類の記載方法と記載例（申請書記載例と併せてご覧ください）

① 受検申請日

申請書の申請年月日は、当協会へ提出する日（令和8年4月6日～4月17日）を記入してください。

② 職種番号・職種名並びに作業番号・作業名

P6～11の「実施職種（作業）一覧」を参照し、正確に記入してください。

③ 氏名

貼付する本人確認書類の氏名欄と同じ字体（漢字やローマ字）で記入してください。

例：本人確認書類：渡邊 → 【適切な例】渡邊 【不適切な例】渡辺、渡邊

④ 住所・携帯電話（電話）番号

住所はマンション名、号室等まで、電話は日中連絡がとれる番号（携帯電話推奨）を記入してください。

⑤ 学歴

中学校、高校あるいは大学の最終のものを記入してください。

なお、最終学歴が大学院の場合は、大学の学歴（学科名）も併記してください。

（大学院は「技能検定職種に関する学科」の対象になりません。）

⑥ 訓練歴

ア 職業能力開発促進法に基づく職業訓練のみを記入してください。

イ 技能照査合格で学科試験の免除申請をする場合は、必ず記入してください。

⑦ 職歴

受検に関するもののみを対象とし、現在のものから順に記入してください。（通算の実務経験年数が、受検に必要な年数を満たすまで記入してください。書ききれない場合は適当な補助紙をつけること。）

特に職務内容の欄は、受検する検定職種との関わりがわかる内容を記入してください。

（不適切な記載の例：生産技術、製造、現場監督、営業、販売）

⑧ 試験の免除

試験の免除を受けることのできる資格の名称、取得年月日、番号を正確に記入してください。

その証明書の写しを必ず添付してください。

⑨ 雇用保険被保険者及び在校生（2級は愛知県在校生）

2級又は3級の実技試験を受検される23歳未満の方のみ、いずれかにチェックしてください。

⑩ 本人確認書類（受検申請書の氏名欄と同じ字体（漢字やローマ字）のもの）

次のいずれかの書類を貼付欄枠内に収まるように縮小等コピーして貼付けてください。

本人確認書類の写しが貼付されていない受検申請書は受理できません。

▼本人確認書類の種類（赤字は推奨書類です）

ア 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）

その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）

イ 特別永住者証明書、在留カード

ウ 生徒手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）

エ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

※在校生、訓練生は（ウ）生徒手帳の写しを貼付けてください。

教師が申請書を取りまとめて提出する場合等は、他の上記本人の確認書類の写しでも差し支えありません。

※氏名と生年月日を確認しますので、氏名変更がある場合は、変更がわかる箇所も必ず添付すること。

※健康保険被保険者証は、令和8年度から本人確認書類として認められなくなりました。

⑪ 受検区分

ご自分の受検しようとする区分を○で囲んでください。

⑫ 手数料

該当する実技試験、学科試験の記号を○で囲んでください。

2級学科試験写真票

受検区分がA甲・A乙・Bの方は記入

(右票)	職 種 名	機 械 加 工
	作 業 名	数 値 制 御 旋 盤 作業
	受 検 番 号	※記入不要
	氏 名	フリガナ ケンテイ タロウ 検 定 太 郎
	生 年 月 日	昭(平) 15年 4月 5日
	事業所名 (在籍校名)	(株)能力開発
	(所在地)	名古屋市西区浅間1 電話 (052) 000-0000
	写 真	 8年4月撮影
	確 認 欄	※記入不要 試験中 <input type="checkbox"/>
	とりまとめ事業所名・団体名	(株)能力開発 個人

2級実技試験写真票①

受検区分がA甲・A丙・Cの方は記入

職 種 名	機 械 加 工
作 業 名	数 値 制 御 旋 盤 作業
受 検 番 号	※記入不要
氏 名	フリガナ ケンテイ タロウ 検 定 太 郎
生 年 月 日	昭(平) 15年 4月 5日
事業所名 (在籍校名)	(株)能力開発
(所在地)	名古屋市西区浅間1 電話 (052) 000-0000
写 真	 8年4月撮影
確 認 欄	※記入不要 受付 <input type="checkbox"/> 試験中 <input type="checkbox"/>
とりまとめ事業所名・団体名	(株)能力開発 個人

2級実技試験写真票②

受検案内の職種(作業)一覧の実技試験形式(製作等作業試験・判断等試験・計画立案等作業試験)が2種類以上ある作業で、受検区分がA甲・A丙・Cの方は記入

職 種 名	機 械 加 工
作 業 名	数 値 制 御 旋 盤 作業
受 検 番 号	※記入不要
氏 名	フリガナ ケンテイ タロウ 検 定 太 郎
生 年 月 日	昭(平) 15年 4月 5日
事業所名 (在籍校名)	(株)能力開発
(所在地)	名古屋市西区浅間1 電話 (052) 000-0000
写 真	 8年4月撮影
確 認 欄	※記入不要 受付 <input type="checkbox"/> 試験中 <input type="checkbox"/>
とりまとめ事業所名・団体名	(株)能力開発 個人

⑬写真票(はがれ落ちた際の対応のため、写真の裏面に級、作業、氏名を書いて貼ってください。)

ア 学科試験・実技試験の両方を受検する方(A甲)は、学科試験写真票・実技試験写真票①を記入し、写真2枚を貼付してください。※

イ 学科試験のみ受検する方(A乙、B)は、学科試験写真票のみ記入し、写真1枚を貼付してください。

ウ 実技試験のみ受検する方(A丙、C)は、実技試験写真票①のみ記入し、写真1枚を貼付してください。※

エ 学科試験・実技試験の両方免除の方(D)は、学科試験写真票のみ記入してください。写真は不要です。

※ 実施職種(作業)一覧(P6~11)で**実技試験形式**(製作等作業試験・判断等試験・計画立案等作業試験)が**2種類以上記載**されている下記、赤枠内の作業を受検申請する場合は、「実技試験写真票①」・「実技試験写真票②」のどちらにも記入し、写真をそれぞれ貼付してください。

◆実技試験形式が2種類以上の作業◆

- | | | |
|-----------------|------------------|-----------|
| ・造園工事作業 | ・1、2級 マシニングセンタ作業 | ・真空成形作業 |
| ・3級 鋳鉄鋳物鋳造作業 | ・1級 数値制御彫り放電加工作業 | ・調色作業 |
| ・一般熱処理作業 | ・1級 ワイヤ放電加工作業 | ・音響機構調整作業 |
| ・浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 | ・金属プレス作業 | ・高圧洗浄作業 |
| ・高周波・炎熱処理作業 | ・コールドチャンバダイカスト作業 | |
| ・焼結作業 | ・変圧器組立て作業 | |
| ・1、2級 数値制御旋盤作業 | ・1級 電気ぎ装作業 | |
| ・数値制御フライス盤作業 | ・建設機械整備作業 | |

入学・卒業年早見表

令和8年(2026年)

- ① 早生まれの方は、1年さかのぼってください。入学時4月、卒業時3月です。
- ② 年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日前の年齢は「1」を引いてください。

生年	年齢	中学	高校	大学	生年	年齢	中学	高校	大学
昭 32 (1957)	69	昭 45 ~ 昭 48 ~ 昭 51 ~ 昭 55			昭 59 (1984)	42	平 9 ~ 平 12 ~ 平 15 ~ 平 19		
昭 33 (1958)	68	昭 46 ~ 昭 49 ~ 昭 52 ~ 昭 56			昭 60 (1985)	41	平 10 ~ 平 13 ~ 平 16 ~ 平 20		
昭 34 (1959)	67	昭 47 ~ 昭 50 ~ 昭 53 ~ 昭 57			昭 61 (1986)	40	平 11 ~ 平 14 ~ 平 17 ~ 平 21		
昭 35 (1960)	66	昭 48 ~ 昭 51 ~ 昭 54 ~ 昭 58			昭 62 (1987)	39	平 12 ~ 平 15 ~ 平 18 ~ 平 22		
昭 36 (1961)	65	昭 49 ~ 昭 52 ~ 昭 55 ~ 昭 59			昭 63 (1988)	38	平 13 ~ 平 16 ~ 平 19 ~ 平 23		
昭 37 (1962)	64	昭 50 ~ 昭 53 ~ 昭 56 ~ 昭 60			昭 元 (1989)	37	平 14 ~ 平 17 ~ 平 20 ~ 平 24		
昭 38 (1963)	63	昭 51 ~ 昭 54 ~ 昭 57 ~ 昭 61			平 2 (1990)	36	平 15 ~ 平 18 ~ 平 21 ~ 平 25		
昭 39 (1964)	62	昭 52 ~ 昭 55 ~ 昭 58 ~ 昭 62			平 3 (1991)	35	平 16 ~ 平 19 ~ 平 22 ~ 平 26		
昭 40 (1965)	61	昭 53 ~ 昭 56 ~ 昭 59 ~ 昭 63			平 4 (1992)	34	平 17 ~ 平 20 ~ 平 23 ~ 平 27		
昭 41 (1966)	60	昭 54 ~ 昭 57 ~ 昭 60 ~ 平 元			平 5 (1993)	33	平 18 ~ 平 21 ~ 平 24 ~ 平 28		
昭 42 (1967)	59	昭 55 ~ 昭 58 ~ 昭 61 ~ 平 2			平 6 (1994)	32	平 19 ~ 平 22 ~ 平 25 ~ 平 29		
昭 43 (1968)	58	昭 56 ~ 昭 59 ~ 昭 62 ~ 平 3			平 7 (1995)	31	平 20 ~ 平 23 ~ 平 26 ~ 平 30		
昭 44 (1969)	57	昭 57 ~ 昭 60 ~ 昭 63 ~ 平 4			平 8 (1996)	30	平 21 ~ 平 24 ~ 平 27 ~ 平 31		
昭 45 (1970)	56	昭 58 ~ 昭 61 ~ 平 元 ~ 平 5			平 9 (1997)	29	平 22 ~ 平 25 ~ 平 28 ~ 令 2		
昭 46 (1971)	55	昭 59 ~ 昭 62 ~ 平 2 ~ 平 6			平 10 (1998)	28	平 23 ~ 平 26 ~ 平 29 ~ 令 3		
昭 47 (1972)	54	昭 60 ~ 昭 63 ~ 平 3 ~ 平 7			平 11 (1999)	27	平 24 ~ 平 27 ~ 平 30 ~ 令 4		
昭 48 (1973)	53	昭 61 ~ 平 元 ~ 平 4 ~ 平 8			平 12 (2000)	26	平 25 ~ 平 28 ~ 平 31 ~ 令 5		
昭 49 (1974)	52	昭 62 ~ 平 2 ~ 平 5 ~ 平 9			平 13 (2001)	25	平 26 ~ 平 29 ~ 令 2 ~ 令 6		
昭 50 (1975)	51	昭 63 ~ 平 3 ~ 平 6 ~ 平 10			平 14 (2002)	24	平 27 ~ 平 30 ~ 令 3 ~ 令 7		
昭 51 (1976)	50	平 元 ~ 平 4 ~ 平 7 ~ 平 11			平 15 (2003)	23	平 28 ~ 平 31 ~ 令 4 ~ 令 8		
昭 52 (1977)	49	平 2 ~ 平 5 ~ 平 8 ~ 平 12			平 16 (2004)	22	平 29 ~ 令 2 ~ 令 5 ~ 令 9		
昭 53 (1978)	48	平 3 ~ 平 6 ~ 平 9 ~ 平 13			平 17 (2005)	21	平 30 ~ 令 3 ~ 令 6 ~ 令 10		
昭 54 (1979)	47	平 4 ~ 平 7 ~ 平 10 ~ 平 14			平 18 (2006)	20	平 31 ~ 令 4 ~ 令 7 ~ 令 11		
昭 55 (1980)	46	平 5 ~ 平 8 ~ 平 11 ~ 平 15			平 19 (2007)	19	令 2 ~ 令 5 ~ 令 8 ~ 令 12		
昭 56 (1981)	45	平 6 ~ 平 9 ~ 平 12 ~ 平 16			平 20 (2008)	18	令 3 ~ 令 6 ~ 令 9 ~ 令 13		
昭 57 (1982)	44	平 7 ~ 平 10 ~ 平 13 ~ 平 17			平 21 (2009)	17	令 4 ~ 令 7 ~ 令 10 ~ 令 14		
昭 58 (1983)	43	平 8 ~ 平 11 ~ 平 14 ~ 平 18			平 22 (2010)	16	令 5 ~ 令 8 ~ 令 11 ~ 令 15		

技能検定作業別申請区分表記載例

- 白色:様式1 標準受検手数料【特級・1級・2級・3級・単一等級】
- ピンク色:様式2 減額受検手数料【2級・3級】

令和8年4月1日において、23歳未満の方〔2級(愛知県在校生)・3級〕で実技試験を受検する場合は、減額受検手数料〔様式2〕を使用してください。
とりまとめ申請の場合は、標準と減額手数料の申請書は区別し、それぞれの区分表を添付してください。

・当協会から付与するとりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、とりまとめる受検申請者数が2名以下の場合、原則として個人申請扱いとなります。
・受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業ごとに1枚ずつ作成してください。

〔記載例:個人申請の場合〕

令和 8 年度 前期 技能検定作業別申請区分表 様式1

標準受検手数料	A甲 実技・学科とも受検	A丙 実技のみ受検(免除なし)	C 実技受検(学科免除)
	AZ 学科のみ受検(免除なし)	B 学科受検(実技免除)	D 実技・学科とも免除

等級【特級、1級、2級、3級、単一等級、五輪】、作業ごとに記入してください。
↓【特級】は職種番号のみ記入してください。(作業番号は記入不要)

等級	職種番号 作業番号	作業名 (【特級】は職種名)	受検区分別人数							(注1) 五輪伊願 は○印	(注2) 在校生は ○印
			A甲	AZ	A丙	B	C	D	五輪		
2級	006 200	数値制御旋盤業	1								

等級をご記入ください。

受検手数料	一般	18,200 円 × 1 件 = 18,200 円	※記入不要
	3級在校生(23歳以上)	12,100 円 × 1 件 = 12,100 円	
	学科	3,100 円 × 1 件 = 3,100 円	領収証No. ※記入不要
	合計金額	21,300 円	

所在地 ★個人申請は自宅住所
〒 451 - 0035
名古屋市西区浅間二丁目3-14
マンション検定3棟105号室

自宅住所・個人名をご記入ください。

事業所 フリガナ ケンテイ タロウ
団体番号
★個人申請は個人名
検定 太郎

日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
可能な限りメールアドレスもご記入ください。

電話・FAX ★個人申請は携帯番号のみ
TEL() - FAX() 携帯番号(090) 1234 - 5678

メールアドレス taro@avada.or.jp

現金書留の場合は領収証の宛名をご記入ください。

【振込の方】実際に振込する際の名義をご記入ください。
【現金書留の方】領収書の宛名をご記入ください。
(領収書は上記住所へ返送します。)

★個人申請の方のみ記入(右記に☑してください)
業界団体が講習会等を実施する場合があります。その場合、案内のために
個人情報(氏名、住所、電話番号等)を先方に提供してよろしいですか。 はい いいえ

どちらかにチェックしてください。

[記載例:とりまとめ申請の場合]

令和 8 年度 前期 技能検定作業別申請区分表

様式 1

標準受検手数料

A甲	実技・学科とも受検	A丙	実技のみ受検(免除なし)	C	実技受検(学科免除)
A乙	学科のみ受検(免除なし)	B	学科受検(実技免除)	D	実技・学科とも免除

等級【特級、1級、2級、3級、単一等級、五輪】、作業ごとに記入してください。

↓【特級】は職種番号のみ記入してください。(作業番号は記入不要)

等級	職種番号 作業番号	作業名 〔【特級】は職種名〕	受検区分別人数							(注1) 五輪併願 は〇印	(注2) 在校生は 〇印
			A甲	A乙	A丙	B	C	D	五輪		
1級	006 010	普通旋盤作業	1			1					
1級	012 010	治工具仕上げ作業	2	1							
2級	006 010	普通旋盤作業	1			2					
2級	006 010	普通旋盤作業	2							○	
2級	012 010	治工具仕上げ作業				2	3				
計			6	1		5	3				

等級ごとにまとめてください。

受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業毎に1枚ずつ申請区分表を作成してください。(当協会ホームページに掲載します。)

受検手数料	一般	18,200 円 × 9 件 = 163,800 円	※記入不要
	3級在校生(23歳以上)	12,100 円 × 件 = 円	
	学科	3,100 円 × 12 件 = 37,200 円	領収証No. ※記入不要
	合計金額	201,000 円	

所在地 ★個人申請は自宅住所 名古屋市中区三の丸3-1-2 受検票・合格通知書等の送付先になります。

事業所団体番号 フリガナ ノウリョクカイハツ (株)能力開発 23 担当者は代表者1名のみでお願いします。(複数名記入しないでください。)

担当者 (部課名) 技能検定課 (担当者名) 愛知 太郎

電話・FAX TEL(052)000-0000 FAX(052)000-0000 メールアドレス nouryoku@avada.or.jp

振込の場合は振込する際の名義、現金書留の場合は領収書の宛名をご記入ください。

【振込の方】実際に振込する際の名義をご記入ください。【現金書留の方】領収書の宛名をご記入ください。(領収書は上記住所へ返送します。) フリガナ ノウリョクカイハツ (株)能力開発

★個人申請の方のみ記入(右記に☑してください) 業界団体が講習会等を実施する場合があります。その場合、案内のために個人情報(氏名、住所、電話番号等)を先方に提供してよろしいですか。 はい いいえ

(注1) 五輪と併せて技能検定2級試験を申請する方は、技能検定2級試験のみ申請する方と行を分けて記入してください。
(注2) 在校生単価(12,100円)は23歳以上の3級在校生のみに適用されます。在校生と非在校生は行を分けて記入してください。

8 技能五輪愛知県大会参加案内

技能五輪愛知県大会は、青年技能者（原則23歳以下）の技能レベル日本一を競う技能五輪全国大会に参加する代表選手を選抜する大会です。

技能五輪全国大会は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、子どもや若者に対し、優れた技能に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、毎年開催されています。

(1) 職種及び参加料

競技職種	対応する技能検定			参加料
	職種番号	作業番号	職種名 (作業名)	
機械組立て	012	030	仕上げ (機械組立仕上げ作業)	18,200円 ※1) 13,700円
精密機器組立て	006	240	機械加工 (精密器具製作作業)	
旋盤	006	010	機械加工 (普通旋盤作業)	
フライス盤	006	040	機械加工 (フライス盤作業)	
構造物鉄工	008	020	鉄工 (構造物鉄工作業)	
タイル張り	044	010	タイル張り (タイル張り作業)	
自動車板金	123	020	工場板金 (打出し板金作業)	
曲げ板金	123	010	工場板金 (曲げ板金作業)	
電子機器組立て	015	010	電子機器組立て (電子機器組立て作業)	
工場電気設備	016	030	電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)	
左官	041	010	左官 (左官作業)	
家具	124	010	家具製作 (家具手加工作業)	
建具	125	010	建具製作 (木製建具手加工作業)	
貴金属装身具	065	010	貴金属装身具製作 (貴金属装身具製作作業)	
フラワー装飾	119	010	フラワー装飾 (フラワー装飾作業)	
※2)洋裁	025	010	婦人子供服製造(検定は非公示) (婦人子供注文服製作作業)	
とび	040	010	とび (とび作業)	

17職種

※1) 表中の「対応する技能検定職種(作業)」がある職種の参加料は、23歳未満の愛知県在校生に限り減額が適用されています。

※2) 対応する技能検定は非公示のため、参加を希望される方は申込前にご相談ください。

(2) 参加資格

平成15年(西暦2003年)1月1日以降に生まれた者で、愛知県内に在住又は愛知県内に所在する事業所に勤務している者

(3) 参加申込み

申込期間:令和8年4月6日(月)から4月17日(金)まで〔土・日曜日を除く〕

【窓口へ提出する場合】受付時間:午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

【郵送する場合】令和8年4月15日(水)必着

(4) 提出書類等

ア 技能五輪愛知県大会参加申込書(協会所定の用紙)

本人確認書類の写しを左下の貼付欄に貼付けてください。

※技能五輪と併せて2級技能検定を受検する方は、申請書に「五輪」と朱記してください。

(技能五輪参加申込書と2級技能検定申請書の両方を提出いただく必要はありません)

イ 事業主の推薦書

1事業所(団体)から2人以上参加する場合は連名でも結構です。

なお、推薦書の様式について指定はありませんが、技能五輪全国大会への参加意思の有無を明記ください。

推薦書書式見本



ウ ガス溶接を行う職種については、労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等(ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証)を競技当日に携帯してください。

エ 参加料

【窓口へ提出する場合】参加申込書の審査後、5月15日頃までに請求書を発送します。

参加料を指定された銀行口座へ期日までにお振り込みください。

(振込手数料はご負担ください)

【郵送する場合】4月15日(水)まで(必着)に参加料を入れた小封筒(封入金額を明記)と提出書類を同一の封筒に入れて、現金書留として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。

(5) 競技実施日

令和8年6月10日(水)から令和8年9月9日(水)までの間で、愛知県職業能力開発協会が指定する日

(6) 競技課題

技能検定2級と同一又はこれに準じた程度の課題とします。

(7) 全国大会への参加

愛知県大会において優秀な成績を収めた方は、希望により全国大会出場の推薦を受けることができます。

なお、一部職種について会場設備等の都合で参加者数が制限されること、参加者が多数の場合に、全国大会の主催者による2次予選会が開催されることがあります。

(8) 特典

技能検定対応職種について一定水準以上の成績を収めた方には技能証が交付され、2級技能検定職種(作業)の実技試験が免除されます。(免除の有効期限なし)

(9) 表彰

愛知県大会で優秀な成績を収めた方は、愛知県知事又は愛知県職業能力開発協会長から表彰されます。

付録

I よくあるご質問

◆受検申請に関するQ&A◆

Q1. 受検申請は、愛知県内に在住または在勤している者に限られますか？

A1. どなたでも受検申請はできます。ただし、抽選等により、申請受付人数の制限を行う場合には、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先します。

Q2. 2つ以上の試験を受検することはできますか？

A2. 同時に2職種（作業）以上受検申請することは原則としてできません。2つ以上の作業で受検申請をした場合は、試験日等が重複する可能性があります。試験日が重複した場合の試験日の調整や受検手数料の返却はできません。

Q3. 受検申請書に貼る写真は、スマートフォン・デジタルカメラで撮影したものでもいいですか？

A3. スマートフォン・デジタルカメラで撮影した写真でも構いませんが、顔が鮮明に写った写真を貼るようお願いします。（サイズ：縦4cm×横3cm）写真の裏面に級、作業名、氏名を書いてから貼ってください。

【不適當な写真】帽子、サングラス等を着用している。背景が無地でない。写真が縦又は横に引き延ばされている。顔部分が小さい（概ね1cmに満たない）。

Q4. 受検申請の際、受検資格や試験免除の証明書類として必要な合格証書や合格通知書を紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか？

A4. 愛知県で受検申請する場合に限り、「技能検定合格事項確認願」（様式はホームページに掲載）を当協会にメール送付してください。確認を受ければ、証明書類に代えることができます。

なお、事業所・団体でとりまとめて申請する場合は、受検者個人でなく、各事業所・団体の担当者がまとめて送付してください。

◆試験免除に関するQ&A◆

Q1. 実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか？

A1. 1級・2級・3級・単一等級は、制度が変更にならない限り有効期限はありません。ただし、特級に限り、合格日から5年間の有効期限があります。合格通知書は免除資格の証明書となりますので大切に保存してください。

Q2. 受検申請書提出後に免除資格があることが分かりました。追加で免除になりますか？

A2. 申請受付期間中であれば速やかに当協会へご連絡ください。申請受付期間を過ぎた場合は免除できません。

◆受検に関するQ&A◆

Q1. 試験日及び試験会場は決まっていますか？

A1. 受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。（全国统一実施日で行う学科試験及び一部の実技試験を除く）試験日時や試験会場は、受検票の発送をもっての通知となります。

なお、受検者の都合による試験日時や試験会場の変更はできません。

Q2. 試験問題や受検票を紛失しました。再発行は可能ですか？

A2. 再発行はできません。試験日まで大切に保管してください。

Q3. 申請後に、受検申請書に記載した内容が変わりました。どうすればいいですか？

A3. 住所や氏名等が変わった場合は、「技能検定受検申請事項変更届」（様式はホームページに掲載）を当協会にメール送付してください。（ただし、申請区分が「事業所」又は「学校」の方は住所変更の届出は不要です）

なお、事業所・団体でとりまとめて申請する場合は、受検者個人でなく、各事業所・団体の担当者がまとめて送付してください。

◆受検手数料に関するQ&A◆

Q1.試験日に出席できなかった場合、受検手数料は返してもらえますか？

A1.受検者の都合により受検しなかった場合は、返還することができません。また、受検の権利を来年度へ繰り越すこともできません。

Q2.受検手数料は課税対象ですか？

A2.受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

◆結果に関するQ&A◆

Q1.試験結果はどのようにしてわかりますか？

A1.技能検定合格者は愛知県労働局産業人材育成課のホームページに受検番号が合格発表日より1か月間掲載されます。また技能検定合格者及び実技・学科試験いずれか一方に合格された方は、当協会からとりまとめ事業所・団体を經由して、合格通知書を送付します。(個人申請の場合は直接送付します。)

Q2.不合格の場合は通知がありますか？

A2.不合格の方への通知はありません。

◆その他に関するQ&A◆

Q1.受検のための講習会は愛知県職業能力開発協会で開催していますか？

A1.当協会は試験実施機関であるため講習会等は開催しておりません。ただし、一部の職種については、各業界団体などで開催している場合がありますので、当協会までお問い合わせください。

Q2.合格証書を紛失してしまいました。再交付はどのような手続きが必要ですか？

A2.合格証書の再交付の手続きについては、下記連絡先へお問い合わせください。

<お問い合わせ>

愛知県労働局産業人材育成課 電話：052-954-6375

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/saikouhu.html>

2 技能検定試験参考図書等のご案内

【試験問題コピーサービス】

(1) HPで閲覧する(無料)

中央職業能力開発協会《試験問題公開サイト》にて公開しています。

なお、印刷はできませんので、ご注意ください。

中央職業能力開発協会《試験問題公開サイト》

URL:<https://www.kentei.javada.or.jp/>



(2) 1部 500円で購入する ※直近3年度分の販売となります。

【参考図書の販売】

技能検定受検の参考のため、図書の販売を行っています。

試験問題コピーサービス、参考図書のお申込みにあたっては、当協会のホームページにてご確認ください。

URL:https://www.avada.or.jp/project/ability_evaluation/examination/



3 技能検定受検申請書類記入チェックシート

書類提出の前に必ず各項目をチェックして確認してください。

記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できない場合があります。

「技能検定受検申請書」の確認(受検案内P20~22参照)										
必須	次の必須項目は記入しましたか									
	職種番号 作業番号	<input type="checkbox"/>	職種名 作業名	<input type="checkbox"/>	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/>	生年月日 年齢	<input type="checkbox"/>	性別	<input type="checkbox"/>
	住所 電話番号	<input type="checkbox"/>	学歴(学校名・学科又は課程・所在地・在学期間)			<input type="checkbox"/>	受検区分		<input type="checkbox"/>	
	職歴(事業所名・職務内容・所在地・在職期間) ※在校生等は除く			<input type="checkbox"/>	手数料		<input type="checkbox"/>	とりまとめ 事業所名団体名 (個人申請は不要)		<input type="checkbox"/>
	本人確認書類の写しを貼付しましたか					<input type="checkbox"/>				
	また氏名は、申請書に記入した氏名と同じ字体(漢字やローマ字)ですか					<input type="checkbox"/>				
	職務内容欄は検定職種との関わりがわかる内容ですか (不適當な記載の例:生産技術、製造、現場監督、営業、販売)					<input type="checkbox"/>				
該 当 者	実技試験受検手数料減免の有無等による受検手数料は確認しましたか					<input type="checkbox"/>				
	「実技試験写真票」・「学科試験写真票」の所定欄に必要事項を記入し、写真を貼付 しましたか(免除の申請をする試験の枠には写真は貼らないでください)					<input type="checkbox"/>				
	受検申請書は、減免の有無、等級、作業、受検区分別に整理してありますか					<input type="checkbox"/>				
	合格内容(下位等級等)は記入しましたか(受検資格として必要な場合のみ)					<input type="checkbox"/>				
	試験免除欄を記入しましたか					<input type="checkbox"/>				
	「技能検定作業別申請区分表」の確認(受検案内P2・P24~25参照)									
必須	申請区分表は作成しましたか (受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業毎に1枚ずつ作成してください)					<input type="checkbox"/>				
	申請する等級、実技試験受検手数料減免の有無と申請区分表の様式は合っていますか					<input type="checkbox"/>				
	等級、作業、受検区分別の集計は、受検申請書の枚数と合っていますか					<input type="checkbox"/>				
	所在地・会社名・担当者名・電話番号は記入しましたか 【個人の場合】自宅住所・氏名・電話番号・メールアドレス					<input type="checkbox"/>				
提出書類の確認										
必須	技能検定受検申請書					<input type="checkbox"/>				
	技能検定作業別申請区分表					<input type="checkbox"/>				
該 当 者	★受検資格証明書類の写し(下位等級の合格証書等)					<input type="checkbox"/>				
	★免除資格証明書類の写し(合格通知書等)					<input type="checkbox"/>				

★印の書類はA4用紙にコピーした写しを当該受検者の申請書にクリップでとめてください。

※郵送の方は、受検手数料を入れた小封筒(封入金額を明記)と上記提出書類を同一の封筒に入れ、郵便局窓口から現金書留として送付ください。

受検案内・受検申請書等の配布場所

下記施設にて3月2日(月)から配布を開始します。

※土・日曜日・祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日もご利用いただけます。

(開設時間は午前9時から午後4時30分まで)

愛知県県民相談・情報センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3-2
愛知県自治センター1階 ☎052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー

〒496-8531 津島市西柳原町1-14
海部総合庁舎1階 ☎0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー

〒475-8501 半田市出口町1-36
知多総合庁舎1階 ☎0569-21-8111

西三河県民事務所広報コーナー

〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4
西三河総合庁舎1階 ☎0564-27-0800

東三河総局広報コーナー

〒440-8515 豊橋市八町通5-4 東三河県庁
(東三河総合庁舎)1階 ☎0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー

〒441-1365 新城市字石名号20-1
新城設楽総合庁舎1階 ☎0536-23-8700

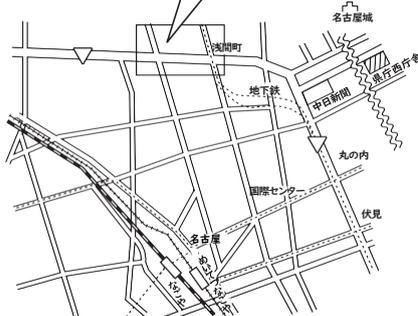
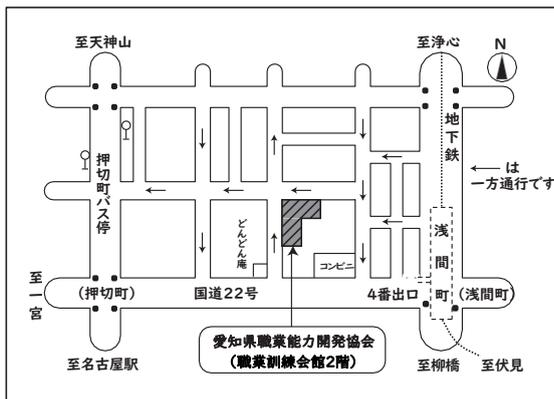
受検案内・受検申請書等の配布及び得点の開示

愛知県労働局産業人材育成課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県庁本庁舎2階南東側 ☎052-954-6375

受検案内・受検申請書等の配布、申請書提出先及び問合せ先

技能検定及び技能五輪愛知県大会について詳しくは、下記へお問い合わせください。



愛知県職業能力開発協会

技能検定課(定期試験・技能五輪G)

〒451-0035

名古屋市西区浅間二丁目3番14号

愛知県職業訓練会館2階

電話:052-524-2034

F A X:052-325-5788

U R L:<https://www.avada.or.jp>

メール:kentei@avada.or.jp

【交通のご案内】

- 地下鉄:鶴舞線「浅間町」駅下車
4番出口から徒歩5分
- 市バス:名古屋駅7番のりば
黒川ゆき、茶屋ヶ坂ゆき、浄心町ゆき、
西部医療センターゆき
(4区目)押切町下車 徒歩5分